

忘れていませんか？ 水道メーターのお取り換え

ご家庭でお使いの水道メーターをはじめ、取引や証明に使用される計量器は、**検定有効期限内**のメーターであることが義務付けられています。これは計量法という法律によって定められていて、一般家庭の水道メーターの有効期限は**8年**です。

マフリーナちゃん

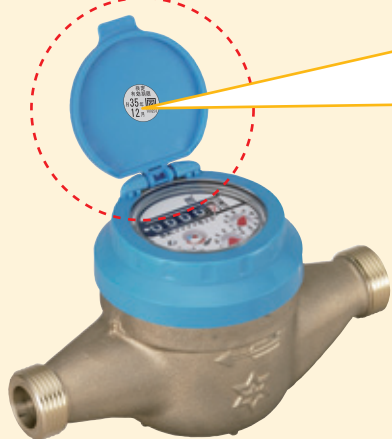


Q: 水道メーターの有効期限はどこを見れば分かるの？



メーターのフタの裏に貼ってあるシール、またはメーターに付いている封印玉で、お使いのメーターの検定有効期限を確認することができます。

◆ 検定有効期限シール



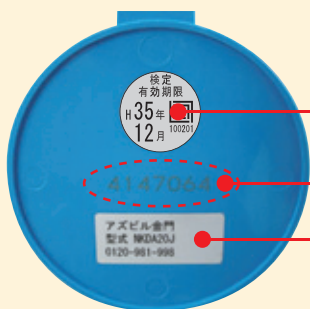
検定
有効期限
H35年 12月 100201

有効期限が、平成35年12月であることを表します。

◆ 封印玉



表面：検定証印
裏面：有効期限
(プラスチック、鉛玉)
有効期限が平成34年1月であることを表します。



基準適合証印・
検定有効期限シール

シリアルナンバー

社名・型式表記シール
・標準仕様のみ貼付

メーター型式、ネジの種類がわかりやすくなりました！
製品等のお問い合わせはフリーコールにお電話ください！



例)

アズビル金門
型式 NKDA20J
0120-981-998

Jの場合：上水ネジ
Kの場合：金門ネジ

フリーコール

Q: もし有効期限が過ぎたままの水道メーターを使い続けたらどうなるの？



- ① **6ヶ月以下の懲役**、もしくは**50万円以下の罰金**に処せられ、またこれを併科されます。(計量法第172条)
- ②メーターの性能劣化により、居住者様から回収した水道料金と比べて、管理者様が水道事業者(水道局)へ支払う金額の方が高額になる可能性があります。

Q: 私設メーターであっても有効期限を過ぎたら交換が必要ですか？



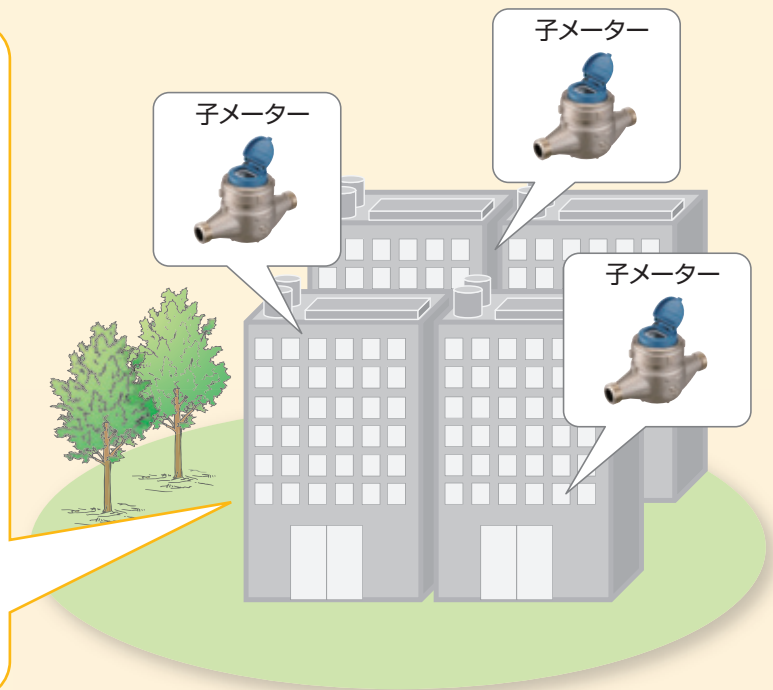
はい、必要です。私設メーターであっても料金を徴収している場合、そのメーターは有効期限内のメーターでないといけません。

【子メーター(私設メーター)】

建物所有者様や管理者様が当該建物の管理のために設置するメーターのことを「子メーター」または「私設メーター」と呼んでいます。親メーターで水道事業者(水道局)へ支払った水道料金を各戸の子メーターに基づいて案分・徴収する場合は子メーターも有効期限内のメーターでなければなりません。有効期限が切れたメーターを基に料金徴収をする場合、建物・施設の所有者や、管理者様に対し、法律により罰則が科せられる可能性があります(計量法第172条)。

【親メーター】

水道事業者(水道局)が集合住宅の供給用に設置・管理しているメーターのことを「親メーター」と呼んでいます。水道事業者(水道局)が有効期限内に取替を行います。



azbil アズビル金門株式会社 東京都豊島区北大塚1-14-3 URL: <http://ak.azbill.com/>



北海道支店 ☎011-783-0505	秋田営業所 ☎018-896-5980	神奈川営業所 ☎046-233-1725	岡山営業所 ☎086-241-8511
釧路営業所 ☎0154-24-3111	北関東支店 ☎0277-46-2271	静岡営業所 ☎054-254-2055	四国営業所 ☎087-861-2330
東北支店 ☎022-227-1535	新潟営業所 ☎025-285-5131	名古屋支店 ☎052-339-0336	九州支店 ☎092-633-2811
北東北営業所 ☎019-625-2094	長野営業所 ☎026-295-2001	北陸営業所 ☎076-232-5610	鹿児島営業所 ☎099-268-1266
福島営業所 ☎024-545-3411	東京支社 ☎03-5980-5035	大阪支店 ☎06-4308-8509	沖縄営業所 ☎098-867-4855
青森営業所 ☎017-742-4379	千葉営業所 ☎043-201-7271	中四国支店 ☎082-263-1971	